

第 8 回策定委員会の意見等への対応

通番	意見等（要旨）	対応方針・考え方	備考
犬山市立地適正化計画 防災指針（案）			
1	40 ページ以降に地域別の災害リスクに対する取り組みと、22 ページに災害に対するリスクが、1対1の関係になっているのか疑問に思える。	40、41 ページの「④災害リスクの状況を踏まえた主な取り組み内容」に主な課題を追加し、それに対応した方針を整理します。	別紙 P1, 2
2	3 ページの L 1 と L 2 の計画規模降雨と想定最大規模降雨というのがありますが、イメージができないですけど、具体的な事例に当てはめたときに、どんな表現になるのか。	それぞれで想定された降雨量と、過去にこの地域で発生した豪雨災害である東海豪雨による降雨量を追記します。	別紙 P3 参考資料 1
3	災害リスクの種別に入鹿池とあり、何か災害の種別に入っているのに違和感がある。	災害ハザードの種別等では、「入鹿池 浸水想定区域」と表現しているため、7 ページの記載を修正します。	別紙 P4
4	洪水について、中長期的な視点に立って土地利用の規制や立地誘導という対策があり、居住誘導区域の設定と矛盾しているように思う。この辺りの考え方の整理は、どのような感じか。どこで線を引くかといったところをきちんと議論したほうがいい、地域でそれは一律に決められるものではないのかも分からないですが、非常に重要なことと思いますので、こういったところの議論を深めたほうがよい。	定住人口の確保や都市基盤の有効活用の観点から、基本的には居住誘導を図る方針としますが、今後の災害リスクに対する取組状況や住民との合意形成等を踏まえ、中長期的な視点で土地利用の方針を適切に見直すことを追記します。また、居住誘導区域に存在する一定の浸水想定区域を「防災配慮エリア」として設定するとともに、わかりやすく周知を図る運用を検討します。	別紙 P5, 6
5	合意形成という部分をどのように支援していくか。ここに危険だからできるだけ住まないようにでは住民の方は納得しないし、言うだけで有効に働かないと、両者によくない。降雨量が増えていく中で、相談や支援的ところで一緒に考えられる仕組みをつくといいと思う。		
6	42 ページ、43 ページで、実施時期という表記で、大半のものは継続実施という表現ですが、どういう意味で書かれているのかと、具体的にこういうスパンで、このようにやってい	表示方法を修正し、継続実施の意味を補足します。	別紙 P7, 8

	く内容なら分かるが、毎年なのか、 どういうスパンがよく分からないの で、少し工夫したほうがよい。		
7	土地を買う方がこのこと（浸水リス クがあること）をしっかりと知るこ とが大事で、建築業者もこのこと を知ることが大事で、ここは住めな いからというのではなく、住めるよ うに造っていく、市も逃げ場だとか、 5階建ての施設を建てるだとか、い ろいろなことが考えられると思う。	居住誘導区域に存在する一定の浸水 想定区域を「防災配慮エリア」とし て設定するとともに、具体的な取り 組みに記載した「住宅設計における 浸水対策等の周知」について、わか りやすく周知を図る運用を検討しま す。	別紙 P5,6
8	最近の水災害というのは非常に短時 間で起きてしまうという状況の中 で、いわゆるタイムライン、時間を 加味した対策ということを記述して はどうか。	具体的な取り組みに記載した「地区 防災計画の策定支援」にマイタイム ラインについて追記します。	別紙 P7
9	42 ページですが、共通の項目で市民 が主体とあるが、民間側でやるべき 事柄なのか、支援といったことは市 が主体となることがあるので、取組 方針の主体という定義と、実行のと ころがうまく整理ができていない気 がする。	取組方針の表現を「市民等との協働 による」とし、実施主体も双方に役 割があるものについては、市と市民 が協働して取り組むこととします。	別紙 P7
10	移転の仕組みについて説明や相談が できるということや、中心市街地に 空き地や空き家、老朽化の問題が出 てくると思うが、43 ページに更新・ 撤去を書いているが、長期的には、 居住誘導区域に含んでいる浸水想定 区域をどのように安全にしていくの かというものの中に、移転促進とい うのを検討していくとよいと思う。	取組方針「土地利用と一体となった 浸水対策の検討」－具体的取り組み 「中長期的な視点に立った土地利用 の検討」の居住誘導区域の検証・適 切な見直し等に、(居住移転に関する 施策を踏まえた検討)を明記します。	別紙 P7
11	8ページの土砂災害警戒区域、こう いったイエローだとか、レッドゾ ンに指定されていますが、こうい うのを作成するに当たって、どのよ うな形で調査をされて、この区域に なってきたのかというような、そのプ ロセスをお聞きしたい。	別紙の参考資料で説明します。	参考資料 2

犬山市立地適正化計画 都市機能誘導区域と誘導施設（案）			
12	14 ページ、誘導施設の設定で、病院（病床 20 床以上）が橋爪・五郎丸地区で維持と書かれていますが、犬山地区がバー（－）となっている。この病院 20 床以上というのは、どういった規模の病院なのか、市に 1 か所ぐらいあればいいような病院であれば、この地区 1 か所でいいのかと、そうでなければ、犬山地区に誘導してもいいかと思う。	総合犬山中央病院は、多くの市民が利用するとともに、尾張北部地域の救急医療を支える第 2 次救急医療施設として市内で 1 か所の位置づけとなっており、当該病院の立地を維持することを目的に誘導施設に設定することから、誘導施設の定義を「第 2 次救急医療施設」に位置づけられた病院に修正します。	別紙 P9
13	犬山に食料品や日用品のショッピングセンターが非常に少ないということは認識していて、これから新たに誘導、充実したいという方向性というのはよく分かるが、現実的にそのように進むのかということを懸念していて、どういったことを施策として推進するのか、お考えをお聞きしたい。	今回の議題である「誘導施策（案）」で説明します。	資料 4
14	介護福祉、子育ては、地域のより身近なところであることだが、どれぐらい地域に根差して分散しているのかと、本当に分散しているだけでいいのか、まず、状況が知りたいのと、子育て支援は重要で、通勤を考えると駅近にあってもいいと思う。	別紙の参考資料で説明します。 また、駅近の子育て支援施設については、犬山市子ども・子育て支援事業計画をはじめ、ニーズを踏まえながら検討する必要があると考えています。	参考資料 3